

以後入夫が代はつて戸主となる等「家督相続」開始の原因を必ずしも前戸主の死亡にのみ限つて居ないのは我が民法の特色であつて、第九百六十四條は(一)「戸主ノ死亡、隠居又ハ國籍喪失」(二)「戸主ガ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ」(三)「女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚」の諸事由を以て家督相続開始の原因なりとして居る。

第二に、「家」の繼續を永遠ならしめて祖先の祭祀を斷たざるは民法の特に企圖する所であつて、既に上述の如く其精神は民法中到處に現はれて居る。併し、其最も顯著な例は「家督相続」であつて、其考は「法定ノ推定家督相続人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ズ」(第七四條)、「家督相続ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其家ヲ廢スルコトヲ得ズ」(第七六條、二條)、「戸主死亡して法律上當然に之を相続すべき子孫なく又父母兄弟等なき場合に於ては特に親族會を開いて「被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス」べく、若し此等の者の中に「家督相続人タルベキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ

中」から之を選定することも出来る(第九八條)等の諸規定中に現はれて居る。近年歐洲諸國に

於ては——先に述べた通り——成るべく財産相続を制限する傾向がある。死者に近親の相続人がない場合に、遠縁の——従つて死者の不幸を悲しむよりは寧ろ相続の幸福を喜ぶやうな

——親戚、即ち所謂「笑ふ相続人」*lachender Erbe* をして相続をさせるよりは、寧ろ遺産を國庫乃至市町村に收納して公共の用に供する方が有意義であると考へるのである。處が、我國の如く家督相続を以て財産の相続と見るよりは寧ろ「家」の相続と見て居る國に於ては、「家」の繼續に專念するの餘り終には相続人を「他人」の中に求めてまでも家督相続を許し、其結果「家」の相続なる美名の下に親族互に遺産の奪取を競ひ、それが爲め「笑ふ相続人」をして遺産を相続せしめるが如き不都合な結果を生み出しつゝある。

第三に、家督相続は戸主權の相続であるから必然一人相続たらざるを得ない。若しも相続されるものが戸主權のみであれば、一人相続の主義素より何等之を異とするに足りない。け

れども、戸主権の相続は必然に前戸主の遺産の相続を伴ふが故に、二男以下の子女は——特に前戸主の遺言がない限り——法律上當然には何物をも相続し得ないのである。民法は、成るべく戸主に「家」の財産を集中して置く方が「家」の統制上便利であり、而して戸主をして家族扶養の義務を負はしめて置きさへすれば、家族の爲めにも何等の不都合がないと考へて居るらしい。けれども、先にも述べた通り(第六章)、我が民法は法律上「家」の財産なるものを認めない。戸主の財産は法律上戸主個人の財産であるから、戸主が之を個人的目的の爲めに浪費するやうなことがあつても、——極端な場合に準禁治産宣告(第一條以下)の方法を利用し得る以外——家族は之を如何ともすることが出来ない。不幸にして戸主が親不孝であり又は弟妹を顧みないやうなものであれば、戸主一人徒に富んで家族はすべて甚しき不幸に陥らねばならないやうな場合さへ生じ得るのである。

我が民法の「家督相続」は實にかくの如き特色を有する。それが爲め法律は飽く迄も「家」の繼續を中心思想として萬事を規定して居るにも拘らず、世の中では「位牌争ひ」の美名に隠れて實は遺産の争奪を爲し、多少とも遺産があれば親族擧つて相続人の選定に熱中するに拘らず、何等の遺産がなければ全く「家」繼續の問題などを忘れて相続人の選定を怠り、その結果「家」を絶家に終らしむるが如き不都合な結果を生み易いのであつて、我が「家督相続」制度の改善を考へる人々は、よろしく戸主権相続と遺産相続とを分別する方策を考へ、戸主権を相続する人をして必ずしも前戸主の遺産全部を相続せしめず、又「家」の繼續に専念するの餘り遺産を相続し得るものの範圍を不當且無用に擴張するが如きことなからしめることが必要である。

三 「遺産相続」は家族が死亡した場合に起る相続である。此場合には——被相続人が戸主でないから——相続の目的物は獨り遺産のみである。従つて、此場合には民法に於ても歐米諸國に於ける財産相続制度に於けると略同様の考に従つて、被相続人の「死亡」のみを以

て唯一の相続開始原因とし(第九九二條)、相続人も亦之を一人となさず、死者に數人の子ある場合の如き男女の別なくすべて之に均分するの主義をとつて居る(第九九四條、第一〇〇四條)。

四 之を要するに、我が民法は「家督相続」に關しては制度上飽く迄も戸主權の承繼を中心として問題を考へ、「遺産相続」の場合には勿論唯財産相続のことだけを考へて居る。しかし、家督相続の場合でも世の中では最早既に殆ど形式化して實質的意義を失つて居る「家」の繼續を考へるよりは寧ろ財産の相続に専念するのが一般の風潮であつて、此の風潮と民法の標榜する所との間に甚しき乖離あることが、「家督相続」に關聯して起る百惡の源泉である。相続法の改正を策する人々はよろしく活眼を開いて、此點の研究に努力すべきである。

しかし、更に一步を進めて考へると、相続法の改正は畢竟唯相続せらるべき財産を有する有産者の爲めに益する所があるに過ぎない。有産者は財産を子孫に遺して彼等の生活と幸福とを保障することが出来る。此故に、良き相続法は必然彼等の希望する所である。しかし、

子孫の繁榮を希ひ子孫の上に幸福あれと望むものは獨り有産者のみではない。無産者の之を希望する亦毫も有産者と異なる筈はない。然るに、彼等無産者は不幸にして子孫に遺すべき財産をもたない。財産を遺すことによつて兒孫の生活を保障し又彼等の幸福を圖ることが出来ない。此故に、如何に良き相続法が出来ても彼等の爲めには事實何等益する所がないのである。

此故に、相続法の改善を圖る素より大に必要に違ひないけれども、之に努力する國家は又同等の努力を以て無産者の爲めにも彼等が子孫の爲めに其の生活を保障せむと希望し子孫の上に繁榮あれ幸福あれと祈つて居る心持を保護することを考へねばならぬ。それが爲めには、一面有産者の相続に向つて相続税其他の方法によつて成るべく大なる制限を加ふることによつて財源を見出すと同時に、他面無産の寡婦子女の爲めに其生活を保障し又必要なる教養を與へて立派な國民の後繼者となり得るやうにしてやるだけの國家的施設を行ふことが必要で

ある。又何等兒孫に遺すべき財産をもたない労働者が例へば工場災厄によつて死亡した場合の如き、充分の遺族扶助料を與へて遺族の生活を保障し、以て「財産」の相続なきもの爲めには彼等唯一の財産である「労働」を「相続」させるだけの工夫をしてやる必要がある。世の中には相続税其他によつて濫に財産の相続を制限することは家族制度を破壊する所以であると説く人が少くない。けれども、世の中には財産を兒孫に遺して其の生活を保障することすら出来ない無数の無産者が同時に存在することを忘れてはならない。さうして彼等も亦有産者に劣らず兒孫の生活を心配し其幸福を希つて居るものであることを忘れてはならない。相続法の改善に苦慮する國家は、よろしく無産者の爲めにも「財産の相続」に均しき效用ある何等かの方策を案出實施して然るべきである。

第二 家督相続人

一 家督相続は——上述の如く——一人相続の制度である。此故に、何人をして相続人たらしむるかは殊に重要な價值ある問題である。

この點に關して、民法は先づ第一に「相続缺格者」の規定を設けて法律上絶対に相続人となり得ない者を法定し、次に相続資格ある者の中先づ何人が相続を爲すべきかを定むる爲め「相続順位」に關して詳細な規定を設けて居る。

二 民法によると、法律上當然に相続人となり得ないものは、「故意ニ被相続人又ハ家督相続ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者」被相続人ノ殺害セラレタルコトヲ知りテ之ヲ告發又ハ告訴セザリシ者」詐欺又ハ強迫ニ因リ被相

續人が相続ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ゲタル者」等、被相続人ニ對して甚しき不法を働いたか又は不法の手段によつて相続上不正の利益を得むとした者である（第九六條）。従つて、例へば長男甲が親を毒殺して相続を爲した後、其犯罪が發覺して刑に處せられたならば、彼れは始めより相続資格なかりしものとなり、従つて相続を爲さず、次男乙が始めから相続したことになるのであつて、甲は一旦相続した財産の全部を始めより全く相続せざりしものとして乙に返還せねばならない。但し此場合に於ける乙の「家督相続回復ノ請求權」は乙又は其法定代理人が「相続侵害ノ事實ヲ知リタル時ヨリ五年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」べく、又若し甲が事實上相続してから「二十年ヲ經過シタルトキ」は最早回復請求を爲し得ない（第九六條）。

尙、相続缺格者の制度は缺格者本人だけを無資格者たらしむるものであるから、例へば家督相続人たる長男が缺格者になつても彼れが更に子をもつて居れば其子が代はつて直接祖父

の相続人となることを妨げない（第九七四條參照）。

三 家督相続人たり得べきものの順位については、民法は左記の諸規定を設けて居る。

(一) 第一順位者は「被相続人ノ家族タル直系卑屬」である。縱令直系卑屬であつても、相続開始の當時「家族」たらざるものは相続するを得ない。此故に、例へば戸主の同意を得ずして婚姻をした爲めに離籍されたものは縱令長男であつても相続し得ない。之に反し、例へば他家の養子になつて居た次男が長男の死後離縁されて實家に復籍して居れば其後父死亡の際には三男に先立つて相続することが出来る。

而して直系卑屬が數人ある場合には、(一) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス、(二) 親等ノ同ジキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス、(三) 親等ノ同ジキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス、(四) 親等ノ同ジキ嫡出子、庶子及ビ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ビ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス、(五) 前四號ニ掲ゲタル事項ニ付キ相同ジキ者

第二 家督相続人 — 相続順位 — 「家族タル直系卑屬」 三五三

長男が後子に
なり得る
例へば
長男が
死した
後、
次男が
復籍し
て居る
場合、
次男は
三男に
先立つ
て相続
するこ
とが可
能な
る。

Handwritten notes and stamps at the bottom right of the page.

ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス」(第九七〇)との原則によつて相続し得べきものの順位を定めるのである。従つて、例へば嫡出子たる長男次男の間にありては右第五號の原則によつて長男を相続人とし、同じく嫡出子たる姉弟の間にあつては縦令年少なりと雖も男子たる弟が相続人となり(第二)、又嫡出子が女子のみなる場合に於て庶女子は勿論之に先立つて相続人たるを得ないけれども(第三)、庶男子——例へば妾の生んだ男子にして認知せられたるもの——は嫡女子に先立つて相続人となるのであつて(第二)、男子尊重の精神は極度にまで發揮されて居る。けれども、此最後の例の如き今日一般に行はるゝ婚姻尊重の思想より言へば甚しき非違であつて、例へば夫が——女子あるに過ぎざる——妻に隠れて他の女に男子を生ましめ、而して妻に告げずして之を認知して置くやうなことをすれば、愈々夫が死亡した際突然他女の生んだ庶男子が現はれて夫の遺産の全部を相続して仕舞ふやうな事態を生じ得るのであつて、家庭の平和を害するの不正これよりも甚しきはないのである。

尙右の原則によると、長男が父に先立つて死亡し而して之に子ある場合に於て、其子と次男との間に於ては一見親等近き次男を以て相続人たらしむるものやうに考へられるけれども(第一)、法律は此場合長男の子が次男に先立つて相続し得ることとして居る(第九七)。學者は之を稱して「承祖相続」と言ふ。

又養子は「嫡出子タル身分ヲ取得シタル者」であるから、相続に關しては總て普通の嫡出子と同様右諸原則の適用を受けるのを原則とする。従つて例へば女子ある者が男子を養子にすれば勿論養子が相続人になる。けれども、例へば法定の推定家督相続人たる長女ある者が次女に婿養子を迎へても長女の相続権は之が爲め害せられるものではない(第九七)。又例へば十歳の女子を有する人が二十歳の女子を養子に迎へた場合に同じ女子の間に於て縦令年長者と雖も養女を先順位者たらしめるのは面白くないから、民法は特に「養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相続ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタ

(第九七五條)。尙一旦廢除を爲したる後「廢除ノ原因止ミタルトキハ被相続人又ハ推定家督相續人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」る。又廢除の原因が虐待乃至侮辱なるときは「被相続人ハ何時ニテモ——之を宥恕して——廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得」る。但し既に一旦相續が開始した後に於ては廢除の取消を請求し得ない(第九七七條)。尙廢除及び其取消の手續については人事訴訟手續法第三十三條及び第三十四條參照。

(二) 第二順位の家督相續人は「指定相續人」である。即ち、上記の如き「法定ノ推定家督相續人ナキトキハ被相続人ハ家督相續人——として何人でも隨意な人——ヲ指定スルコトヲ得」る(第九七九條)。併し、相續人の指定は養子縁組と異なるから、後より被相續人は隨意に之を取消し得るのみならず、例へば一旦男子を相續人に指定した後實男子が生まれるやうなことがあれば指定は其效力を失ふのである。尙「指定及び其取消ハ之ヲ戶籍吏ニ届出ヅルニ因リテ其效力ヲ生ズ」(第九八〇條)るのであつて、それが遺言によつて爲された場合でも事實效

力を生ずるのは遺言執行者が之を戶籍吏に届出た時である(第九八一條)。尙指定及び取消の手續については戶籍法第三百三十三條以下參照。

(三) 「法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合」に於ける第三順位の相續人は選定相續人であつて、其選定權者は「其家ニ被相續人ノ父アルトキハ父、父アラザルトキ又ハ父ガ其意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ母、父母共ニアラザルトキ又ハ其意思を表示スルコト能ハザルトキハ親族會」であり、又選定せらるべき者の範圍及順序は被相續人の家族の中「第一 配偶者但家女ナルトキ、第二 兄弟、第三 姉妹、第四 第一號ニ該當セザル配偶者、第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬」である(第九八二條)。従つて「家女」即ち家附の娘でない普通の妻は夫の兄弟姉妹よりも相續上後順位に立つのであつて、永年夫の爲めに内助の功を積んだ妻と雖も夫が特別の遺言をして居ない限り何等の遺産をも相續することが出來ないのである。之は先にも一言した通り、民法が家督相續の中心を飽くまでも戶主權の相續に置き、従つて専ら家

不詳也

附の人々をして相続させようと力めて居る當然の結果ではあるが、同時に財産相続の方面をも考に入れて觀察すると、妻の爲め明かに不當な取扱を與へて居るものと言はねばならない。

尙本條の適用上注意すべきは、例へば前戸主に弟が二人以上ある場合に——「兄弟」はすべて同順位者であるから——上記の選定権者は任意に其の孰れを選定しても差支ない、次男を差し置いて三男を選んでも差支ないと云ふことである。世の中ではかゝる場合には次男が選定を俟つまでもなく當然相続するやうに考へて居る人が少くないけれども、それは民法の考ではない。又選定権者は「正當ノ事由アル場合ニ限り裁判所ノ許可ヲ得テ」上記選定の「順序ヲ變更シ又ハ選定ヲ爲サザルコトヲ得」る（第九八條）。従つて、例へば戸主たる長男死亡して次男があるけれども、到底幼弱にして家督相続を爲すに堪へざるときは、選定権者たる母は裁判所の許可を得て選定を爲さざることとし、自ら後に述べる第九百八十四條によつて相続人になることも出来る。

尙「選定ニ因ル家督相続人」が相続届を爲す場合には選定権者たる父若くは母又は親族會の「選定ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス」る（戸籍法第一二六條）。又選定の手續については非訟事件手續法第九十四條、第九十五條、第九十七條等参照。

(四) 以上に述べた「第九百八十二條ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ家ニ在ル直系尊屬中親等ノ最モ近キ者——第四順位者として法律上當然に——家督相続人ト爲ル、但親等ノ同ジキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス」る（第九八條）。例へば、戸主が死んで後に兄弟姉妹も妻もない場合に尙家に母があれば、相続権は遡つて母に移るのである。

(五) 以上何れの規定によつても家督相続人たる者がなきときは、「親族會（非訟事件手續法第九十七條参照）ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス」る。又若し「前項ニ掲ゲタル者ノ中ニ家督相続人タルベキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス」る。尤も「親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判

所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得」る(第九八)。(第九八) 即ち、民法は極力家督相続人を求めて「家」の斷絶を防がむが爲め他人の中から相続人を選定することすら認めて居るのである。けれども、實際上世の中では前戸主に遺産があれば親族競つて本條によつて之が争奪に熱中するに拘らず、何等の遺産なき場合には態々親族會招集の手數をかけてまで「家」の斷絶を防がうとするやうな親族は少ないのであつて、民法が「家」の繼續なる美名の爲めに財産相続の問題を正しく自由に考慮することを爲さず、其結果徒に御家騒動の原因を作つて居るのは甚だ遺憾である。

四 以上、第九百八十二條若くは第九百八十五條によつて家督相続人が選定せらるべきであるにも拘らず、まだそれがされて居ない間は、法律上未だ相続人なく従つて遺産は主體なき財産として相続人の出来るのを待つて居る形になる。けれども、先にも一言した通り(第二章)、民法は概念上「主體なき権利」の存在を認めないから、それとの辻褄を合はせるだけの目的

から特に「相続人アルコト分明ナラザルトキハ相続財産ハ之ヲ法人トス」(第一〇)なる規定を設けて、實は主體なき處に「法人」なる主體を假設して居る。従つて後から選定によつて相続人が出来る時、選定の効果は相続開始の時に遡り、其相続人が法律上始めから相続して居たと同一に取扱はれるから、今まで考へ方の辻褄を合はせるだけの目的で假設されて居た上記の「法人ハ存立セザリシモノト看做」されるのである(第一〇)。(第一〇)。

處が、かくの如く「相続人アルコト分明ナラザル」不確定の状態が永續きすると、選定によつて相続人になれるかも知れない人々や被相続人の債権者などは何時までも其の權利關係が不確定であつて困難を感じるに違ひない。場合によつては其間に親族其他によつて遺産をごまかされるやうなことも起る虞れがある。而かも法律は直接選定の手續を催告促進すべき何等の手段をも設けて居ないから、此等の利害關係人は結局第五十二條によつて「相続財産ノ管理人ヲ選任スルコト」を裁判所に請求して一先づ相続財産の管理方法をつけるの外な

い。さうすれば管理人は一應「相続財産」の代理人として各種の管理行為をすることも出来るし、又「裁判所ハ遅滞ナク管理人ノ選任ヲ公告スルコトヲ要」し（第一〇五二）、而して其「公告アリタル後二ヶ月内ニ相続人アルコト分明ナルニ至ラザルトキハ管理人ハ遅滞ナク一切ノ相続債権者及ビ受遺者ニ對シ一定ノ——二ヶ月を下らざる限度に於て管理人の定むる——期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スベキ旨ヲ公告」して相続債務の辨濟其他相続財産の整理を爲し（第一〇五七）、若し其「期間満了ノ後仍ホ相続人アルコト分明ナラザルトキハ裁判所ハ管理人又ハ検事ノ請求ニ因リ相続人アラバ一定ノ——一年ヲ下——らざる——期間内ニ其權利ヲ主張スベキ旨ヲ公告スル」（第一〇五八）。さうして其「期間内ニ相続人タル權利ヲ主張スル者ナキトキハ相続財産ハ國庫ニ歸屬ス」ることとなり（第一〇五九）、當該の「家」は「絶家」となるのである。此故に、相続人選定権者がかくの如き結果を避けようと思へば、自然選定を急がねばならぬこととなるのであつて、選定を促進せむとする人々は右第五十二條によつて管理人の選任を請求し、以て所謂「相続人曠缺」の手續をとればよいのである。

第三 家督相続の効果

一 家督相続が開始すると、其際「前戸主ノ有セシ權利義務」はすべて家督相続人によつて包括的に承継される（第九八）。而して此効果は法律上當然に發生するのであつて、特に相続人の承認を要するものではない。

唯、第九百七十條に規定した法定家督相続人——「被相続人ノ家族タル直系卑屬」——を除く外、「相続人ハ自己ノ爲メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知りタル時ヨリ三ヶ月——裁判所ハ請求があれば之を伸長し得る——内ニ」相続を拋棄して始めより相続せざりしと同一の結果

果を生ぜしめることが出来る(第一〇一)。又後に述ぶるが如く同一の期間内に「限定承認」をすることも出来るから、其時までには未だ右相続の効果が全部不可動的に発生したものと云ふことが出来ない。それが愈々不可動的に確定するのは拋棄もなく限定承認も爲されずして右の期間が経過した時であつて、法律は此場合に相続の「單純承認」があつたと言ふのである(第一〇二四)。(條第二號)。

二 家督相続によつて相続人の承継する権利の中心を成すものは「戸主権」であつて、彼れは以後戸主として其「家」の家族に臨むこととなる。前戸主が隠居した場合でも彼れは以後新戸主の家族となるのである(第七三二)。而してこの戸主の交代は「戸主ト爲リタル者相続ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内——外國ニ在ル場合ニ於テハ三ヶ月内——ニ」之を戸籍吏に届出づることを要する(戸籍法第一二五條)。

三 前戸主の積極財産は——「前戸主ノ一身ニ專屬セルモノ」例へば終身年金債権の如き

ものを除く外——すべて包括的に新戸主が承継する(第九八)。尤も「隠居者及び入夫婚姻ヲ爲

ス女戸主ハ確定日附アル證書(民法施行法第五條參照)ニ依リテ——家督相続人の遺留分(第一一三)を害

せざる限度に於て——其財産ヲ留保スルコトヲ得」るけれども(第九八)。

尙新戸主が不動産を承継したならば之を登記しなければ第三者に對抗するを得ない(第一七)。

又記名株式を相続したならば商法第五十條によつて名義書換の手續をせねばならない等財産の種類によつてそれ〴〵必要の手續をとらねばならない。

四 前戸主の債務も亦すべて相続人によつて承継されるのを原則とする。

しかし、「隠居又ハ入夫婚姻ニ因ル家督相続ノ場合」の如く、前戸主が相続の開始後尙依然として生きて居る場合には、前戸主の債権者及び債務者は相続開始の事實を知らない爲めに不慮の損害を蒙る虞れがあるから、民法は「前戸主又ハ家督相続人ヨリ前戸主ノ債権者及び債務者ニ其通知ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ其債権者及び債務者ニ對抗スルコトヲ得」ざるも

のとし(第七六)、又前戸主の債権者は相続人に對してのみならず、前戸主に對しても同様に「辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得」る旨を定めて極力債権者の保護を圖つて居る(第九八)。

次に又、如何に前戸主の債務なりとは言へ、相続人をして無限に之が辨濟の責に任せしめるのは残酷であるから、民法は特に「限定承認」なる制度を設けて、「相続人ハ自己ノ爲メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三ヶ月——裁判所は請求によつて之を伸長し得る

——内ニ」限定承認即ち「相続ニ因リテ得タル財産ノ限度ニ於テノミ被相続人ノ債務及ビ遺贈ヲ辨濟スベキコトヲ留保シテ承認スルコトヲ得」しめて居る(第一〇一七條)。

而して相続人「限定承認ヲ爲サント欲スルトキハ——右の期間内に——財産目録ヲ調製シテ之ヲ裁判所ニ提出シ限定承認ヲ爲ス旨ヲ申述スルコトヲ要ス」る(第一〇二六條、非訟事)。

限定承認が成り立つと、一先づ前戸主の財産債務と新戸主の財産債務とは全然分別されて別人のものやうに取扱はれる。従つて以後新戸主は前戸主の財産について何等の處分行爲

をも爲し得ない。若し之を行へば限定承認は效力を失つて單純承認を爲したものと看做される(第一〇、二四條)。

而して、前戸主の債務及び遺贈に對しては前戸主の財産の限度に於てのみ辨濟すればよいのであるから、若し財産が不足であればそれ以上新戸主は何等の責任を負ふ必要がない。しかし、此場合相続債権者への辨濟を相続人の爲すがまゝに放任して置くと、債権者相互の間に著しき不公平を生ずる虞れがあるから、民法は成るべく一切の債権者に向つて同時に公平なる辨濟を爲さしめる爲め第一千二十九條以下の諸規定を設けて居る。尙此場合更に一層公平な辨濟を求めようと欲する債権者は破産法に從つて相続財産に對する破産の宣告を求めることが出来る。但し限定承認の手續によつて「相続債権者及受遺者ニ對スル辨濟」が終了した後には此限でない(破産法第一三一條)。

五 かくの如く、相続人が限定承認をしない以上、前戸主の債務及び彼れの遺贈に基く債

務はすべて相続人に於て之が責に任せねばならないから、相続人固有の債権者も相続債権者も以後は同等の立場に於て一相続人を債務者とするに至るのである。

處が、相続人固有の債権者から見ると、例へば相続人には本来債務少くして財産多く、従つて完全な辨済を受け得べきことが確實であつたにも拘らず、相続開始によつて相続人が前戸主の多額なる債務を承継し、而かも相続によつて得た積極財産が少ないやうな場合に、彼等が以後前戸主の債権者と平等の立場に於て辨済を受けるのは甚だ不利益である。彼等は必然前戸主の財産と相続人固有の財産とを分離し、自らは相続人固有の財産について優先的辨済を受けることを希望するにきまつて居る。又之と反對に、前戸主に財産多くして債務少く、相続人に債務多くして財産少き場合に、相続の結果二者の財産債務が混同し、前戸主の債権者も相続人固有の債権者も平等の立場に於て辨済を受くるに至ることは、前者の到底堪へ得る所ではない。彼等も亦必然財産を分離して自らは相続財産に付いて優先的辨済を受けよう

と希望するにきまつて居る。是れ、民法が「財産分離」の制度を設けて此等債権者の保護を圖つて居る所以である（第一〇四）（一條以下）。

第四 遺産相続

一 遺産相続は「家族ノ死亡ニ因リテ開始ス」る相続である（第九九）（二條）家督相続の場合の如く、「戸主権」の如き身分的地位の承継を生じないから、此際起る問題は唯財産及び債務の承継に關する事柄のみである。

二 民法は遺産相続については家督相続の場合のやうに一人相続の主義を採つて居ない。先づ第一順位の相続人は「被相続人ノ直系卑屬」であつて、それが數人ある場合には、

「(一) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス、(二) 親等ノ同ジキ者ハ同順位ニ於テ遺産相続人ト爲ル」との原則によつて相続人を定める(第九九條)。従つて、例へば夫婦の間に子女數人ある場合に於て妻死亡するときは、之が遺産相続人たる者はそれ等の子女全部であつて、男女の別なく又既に婚姻養子縁組等によつて他家に去りたる者なると依然として母の家に在る者なるとを問はず、すべて同順位に於て相続する資格がある。而して苟くも子である以上は、彼女自らの産んだ私生子であつても、又彼女の夫が他の女に生まめして認知した庶子——庶子に對する關係に於て彼女は嫡母であつて民法は尙彼等相互間に親子關係ありと認めて居る(第五章參照)——であつても、すべて嫡出子と並んで遺産相続人となることが出来るのであつて、庶子にまでかゝる相続権を認むるの不當なる先にも一言した通りである。尤も、此場合「庶子及び私生子ノ相続分ハ嫡出子ノ相続分ノ二分ノ一トス」るのであつて、例へば嫡出子二名庶子一名ある場合に於ては遺産を五分して其二分づゝを嫡出子に與へ残り

の一分を庶子に與へることになつて居るけれども(第一〇條)。尙遺産相続についても承祖相続の規定あること家督相続に於けると同様である(第九九條)。

次に、以上第一順位の相続人なき場合に於て、「遺産相続ヲ爲スベキ者ノ順位」は、「第一配偶者、第二直系尊屬、第三戸主」であつて、遺産相続に於ては妻の地位が比較的良好なること及び愈々他に相続人なき場合家族の財産は成るべく之を戸主に集中する精神から戸主を最後の相続人たらしめて居ることに注意する必要がある(第九九條)。

尙遺産相続人についても缺格(第九九條)及び相続人廢除(第九九八條以下)の制度がある。

三 遺産相続が開始すると、相続人は其際「被相続人ノ財産ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承継ス」る。「但被相続人ノ一身ニ專屬セシモノ」は此限でない(第一〇條)。

従つて同順位の「相続人數人アルトキハ相続財産ハ其共有ニ屬ス」(第一〇條)べく、而して其共有持分は——先に一言した——相続分(第一〇條)の割合に應じて定まるのである。此の共

有は被相続人遺言を以て五年間其の分割を禁止し得るけれども(第一〇條)、さもない限り各相続人は何時にても之が分割を請求し得る。而して「被相続人ハ遺言ヲ以テ分割ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得」る(第一〇條)。

尙被相続人の債務も亦遺産相続人によつて承継されること勿論であるが、例へば被相続人に金一萬圓の債務あり之が嫡出子たる相続人二人ある場合に於て、債務は相続の結果當然二人の間に分割されて五千圓づゝの債務となるのであるか又は相続後も尙一萬圓の債務が一箇あつて二人の相続人は所謂「不可分債務」(第四三條)として連帶的に責任を負担するのであるか、解釋上大に疑はしい問題である。通説は一般に無造作に前者の解答を與へて居るけれども、若しも此説に従ふときは、債権者は相続開始の結果多數の相続人について一々部分的の請求をせねばならない極めて不利益な立場に陥るのであつて、相続開始の爲め債権者が特にかくの如き不利益を蒙らねばならない理由は少しもない。此故に、私は遺産全額の限度に達

するまでは孰れの相続人に對しても債権全額の請求を爲し得べく、而してそれが爲め自己の負擔部分以上の辨濟をさせられた相続人は、遺産の分割に際してそれだけ餘分に分割を受けることが出来、又分割後かくの如き辨濟を爲したものは他の相続人に對して彼等の負擔部分に相當する金額の償還を請求し得るものと解したのである。

第五 遺言

一 民法は一面以上の如き財産相続の制度を認めて居るけれども、同時に各人はすべて死後其財産を如何に處分するかについて自由の權限を與へられて居るのを原則とする。

勿論遺産の中或部分は遺留分として必ず之を相続人に遺さねばならない。即ち「法定家督

相続人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク」此他ノ家督相続人ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク」(第一一〇條)又「遺産相続人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク」(第一一一條)るのであつて、被相続人が生前の贈與により又は遺言によつて此限度を超えて他に遺産を處分し與ふるときは、それ等の處分行爲は一應有效ではあるけれども、遺留分を侵すものとして後から相続人によつて滅殺の請求を受けることがあり得る(第一一三條以下)。又「系譜、祭具及び墳墓ノ所有權ハ家督相続ノ特權ニ屬ス」(第九八條)のものであつて、被相続人が他に之を處分しても法律上無効である。

しかし、此等の制限以外に於ては、生前何人かと契約して遺産を贈與——死因贈與(第五五條)——其他處分することも出来れば、又遺言に依つて遺産を處分し、或は之を他人に與へ、或は之を以て財團法人を設立することも出来る(第四一一條第二項)。

勿論、民法上遺言は單に遺産處分の方法としてのみ認められて居るのではない。私生子認知(第八二九條第二項)、養子縁組(第八四條)、相続人指定(第九八條)等各種の身分的行爲も亦遺言に依つて之を爲すことが出来る。併し遺言の最も重要な働きは遺産の處分であつて、法律は特に之に向つて「遺贈」の名稱を與へて居る。

二 遺贈は財産自由主義の一の現はれである。吾々は生前自己の財産を任意に處分し得るが如く、死後の處分も亦任意になし得ねばならない。蓋し現在の如く自由なる私有財産の制度が確立して居る以上遺贈の自由が廣く認められるのも亦極めて當然なりと言はねばならぬ。

かくの如く、現行民法は廣く遺贈の自由を認めて居る。此故に、次男以下の子女其他寡婦等が相続上著しく不当な取扱を受けて居る民法の下に於ても、各人が平素から心掛けて適當に遺贈をして置けば死後遺産の分配に付いて相當公平な結果を作り出すことが出来るのであ

つて、此意味に於て遺贈制度の活用し得べき餘地は尙甚だ少くないのである。けれども實際上現在に於ては其利用されて居る實例はまだ甚稀であつて、俗に遺言と稱して或は病床に子女を集めて教訓を興へたり、後事を託したり、又或は遺言狀を作成して其の中に子女の人事に關する事柄などを指定するやうな事が廣く行はれて居るけれども、それ等の多數は殆ど法律上正式の遺言になつて居ないのである。法律上の遺言は身分上の行爲に付いては特に法律が認めて規定を設けて居る特殊の場合にのみ之を爲し得べく、又財産處分に付いては上述の如く極めて廣く遺贈の自由が認められて居るけれども、何れにせよそれが法律上有效な遺言たるが爲めには、以下に述ぶるが如き法定の要件を備へ又法定の手續を踐むことを要するのであつて、其然らざるものはすべて法律上正式の遺言たるを得ないのである。

三 何人が有効に遺言を爲し得るか？

遺言は契約と同じく一種の法律行爲である。人の意思表示に效力を認めて法律上これを保

護せむとするものである。従つて、先に契約の章に於て説明した法律行爲の法理は原則としてすべて遺言にも適用せらるべきである。乍併、遺言能力に關する限り、民法は第四條第九條第十二條及び第十四條の如き一般行爲能力に關する原則規定を適用せず、苟くも滿十五年に達したるものにして遺言の際實際上其の遺言を爲し得るだけの能力を有すればすべて自由に遺言を爲し得ることにして居る(第一〇六一條乃至第一〇六三條)。蓋し遺言は人の最終意思を尊重して之に法律的保護を興へむとする制度であるから、苟くも實際上之を爲し得るだけの能力があれば、親権者後見人等の如き他人の同意を得ることなく、本人の一存を以て獨力に之を爲し得べきものとするのを正當とするからである。

四 遺言の方式

民法上正式の遺言を爲すが爲めには民法に定めた方式に従つて之を爲さねばならない(第一〇六條)。唯子女を枕頭に呼び集めて言ひ聞かせるやうなことをしても法律上有效の遺言にはなり

難いのである。

民法が認めて居る遺言の方式は、通常の場合に利用し得べきものとして自筆證書、公正證書及び祕密證書に依るものの三種があり、又其他危急非常の際普通方式を利用し難き各種の場合の爲めには特別の方式が規定されて居る(第一〇)(六七條)。しかし以下には其中最も普通に利用せらるゝ自筆證書及び「疾病其他ノ事由ニ依リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者」の遺言方式に付いてのみ特別の説明を試みようと思ふ。

「自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文日附及び氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス」自筆證書中ノ挿入削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ニ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非ザレバ其效ナシ(第一〇)(六八條)。蓋し後より他人が濫に挿入削除を爲すが如き弊を防がむとするのである。尙、一旦遺言書を作つた後遺言者自ら之を破毀取消し得るのは勿論であるが(第一一)(二四條)、前の遺言書を其儘にして更に之と抵觸

する第二の遺言書を作ることもあり得る。而してこの場合には「其抵觸スル部分ニ付テハ後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス」(第一二)(五條但書) ことになつて居る。けれどもこの場合に於ては勿論第二の遺言書も亦法律上正式の方法に依つて爲されねばならない。尙かくの如く二箇の抵觸する遺言書が発見された場合には、後の遺言が有効として取扱はれるのであるが、場合に依ると遺言書の日附が不完全な爲めに其の前後を判別することが困難なことがある得る。この故に遺言書の日附は單に月日のみならず年をも記してそれを正確ならしむることが必要である。

次に、「疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者ガ遺言ヲ爲サント欲スルトキ」は自筆證書其他普通方式に依ることが出来ないから、どうしても他人に口授して筆記させるの外ない。併し、この種の場合には偽造變造の行はれる虞れが甚だ多いから、民法は先づ第一に「證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授」すべく、而して「其口授ヲ受ケ

タル者之ヲ筆記シテ遺言者及ビ他ノ證人ニ讀聞カセ各證人其ノ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名捺印スルコトヲ要ス(第一〇七六條第一項)ることとして居る。第二に又法律はかくして作成せられたりと稱する遺言書が、果して「遺言者ノ眞意ニ出デタルヤ否ヤ」を成るべく速かに確認し置くが爲め、「遺言ノ日ヨリ二十日以内ニ證人ノ一人又ハ——相続人其他——利害關係人ヨリ裁判所(非訟事件手續法第一〇七條參照)ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非ザレバ其效ナシ」(第一〇七六條第二項)と規定して居る。従つて、折角正式に遺言書を作つてもこの手續を怠ると遺言は法律上其效力を認められないこととなるのである。尙第三に、かくの如き方法に依つて遺言書が作成された後、遺言者死亡せずして「普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲スコトヲ得ル」程度に回復したならば其時から六ヶ月を過ぎると特に取消を待つまでもなく遺言は當然に其效力を失ふものとされて居る(第一〇八五條)。蓋し如上の特別方式は寧ろこれを臨時非常のものとして看做し、遺言者が一旦本復した以上更に正式の方法に依つて遺言を繰返さしめようとする趣旨に出たものである。

る。

五 遺言の效力

「遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ其效力ヲ生ズ」(第一〇八七條第一項)るを原則とすること勿論であるが、例へば遺贈の目的たる財産が事實何時より受遺者に歸屬すべきかに付いては更に場合を別つて觀察せねばならない。民法はそれが爲め包括遺贈及び特定遺贈の二種を區別し、前者即ち例へば遺産中三分の一を遺贈すと云ふが如き趣旨の遺言にあつては、受遺者は遺言者の死亡と同時に相続人と並びて法律上當然に遺産の共同相続を爲し、すべて先に説明した「遺産相続人ト同一ノ權利義務ヲ有ス」(第一〇九二條)るに至る。これに反し、後者即ち特定物を指示し又は數量を指示して特種の物を遺贈した場合には、決して受遺者をして「遺産相続人ト同一ノ權利義務ヲ有」せしむることなく、唯其遺贈の目的たる財産のみが彼れに歸屬するのである。而して此場合に於ても、遺贈の目的物が特定物であれば遺言の效力發生と同時に法律

上當然に受遺者其所有権を取得すべく、之に反して金何千圓といふが如く單に數量を指示せるに過ぎざるときは、勿論其金額が遺言の效力發生と同時に當然受遺者に歸屬し得べき筈はないから、當該數量の金錢も一旦は他の遺産と共に相続人に歸屬し、相続人から更に受遺者に對して之を支拂ふべき債務を生ずることとなるのである。

六 遺言の執行

遺言は遺言者の死後に於て效力を生ずるものであり、而して相続人其他近親者に不利益な内容を有することも稀でないから、或は彼等によつて偽造破毀隱匿せらるゝの虞れがあり、又或は相続人に於て適法に之が執行を爲さざる虞れがあり得る。この故に民法に於ても此等の弊を防ぐが爲め次の如き諸方法を設けて居る。

第一に、遺言書の保管者又は遺言書を發見した相続人は、「相続ノ開始ヲ知りタル後遲滯ナク之ヲ裁判所ニ提出シテ其檢認ヲ請求スルコトヲ要ス」る（第一一〇六條第一項、非訟事件）。此（手續法第一一一條、第一一二條）。此

檢認手續は遺言書の法律上正式にして執行に適することを確定する手續であるから、公正證書に依りたるものを除くの外すべての遺言書に付いて之を行はねばならぬ。しかし、この手續を怠つても「二百圓以下ノ過料ニ處セラル」る旨の制裁があるだけで（第一一〇七條）、それが爲め遺言の效力を左右せられることはない。又一旦檢認を経た後でも、後より何等か遺言の效力を否認すべき事由發見せらるゝときは、素より遺言書の效力を争ふことが出来る。唯檢認は之に依つて一應遺言書の存在及び内容を確定し以て以後隱匿破毀等の行はれることを防がうとする制度に過ぎないのである。

第二に、「封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相続人又ハ其代理人ノ立會ヲ以テスルニ非ザレバ之ヲ開封スルコトヲ得ズ」（第一一〇六條第三項）。従つて「裁判所外ニ於テ開封ヲ爲シタルモノハ二百圓以下ノ過料ニ處」せられるのである（第一一〇七條）。

第三に、遺言は相続人本人をして之を執行せしむるときは、動ともすれば完全な執行を望

み得ないやうな事態を惹起し易い。此故に民法は遺言者が遺言を以て遺言執行者を指定したるときは之をして執行の任に當らしめ、又「遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキ」は受遺者其他利害關係人は遺言執行者の選任を裁判所に請求することが出来る（第一一二條法第一）。遺言執行者は「相続人ノ代理人」たる資格に於て「相続財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權利義務ヲ有」し（第一一四條第一項）、苟くも遺言執行者がある以上「相続人ハ相続財産ヲ處分シ其他遺言ノ執行ヲ妨グベキ行爲ヲ爲スコトヲ得」ないのである（第一一五條）。

四取本
 我不行
 我不行
 民法
 債
 376
 200
 176

七一九

(大森製本)

大正十五年六月十一日印 刷
 大正十五年六月十五日第一刷發行

民法 譯註 (上卷)
 定價 二圓三十錢



著者 末弘 嚴太郎
東京市小石川區竹早町百二十四番地

發行者 岩波 茂雄
東京市神田區南神保町十六番地

印刷者 島連 太郎
東京市神田區美土代町二丁目一番地

會 秀 三 所 刷 印

發行所

東京市神田區
 南神保町十六番地

岩波書店

電話 四谷五八七〇番
 振替東京二六二四〇番

目書行刊店書波岩

德積陳重著法律進化論第一冊	三冊	送料八十錢	瀧本誠一編佐藤信淵家學全集上	七冊	送料五十錢
德積陳重著法律進化論第二冊	四冊	送料五十錢	瀧本誠一編佐藤信淵家學全集	六冊	送料五十錢
鳩山秀夫著增訂日本債權法總論	三冊	送料廿七錢	瀧本誠一編佐藤信淵家學全集下	六冊	送料廿七錢
鳩山秀夫著增訂日本債權法論各上卷	二冊	送料廿七錢	三浦周行著法制史の研究	七冊	送料五十錢
鳩山秀夫著增訂日本債權法論各下卷	三冊	送料廿七錢	三浦周行著續法制史の研究	九冊	送料五十錢
鳩山秀夫著日本民法總論上卷	一冊	送料七十錢	中田 薫著法制史論集	六冊	送料卅六錢
鳩山秀夫著日本民法總論下卷	二冊	送料七十錢	松本蒸治著商法大意	三冊	送料卅七錢
鳩山秀夫著民法研究(第一卷)	三冊	送料廿七錢	佐藤雄能著株式會社	三冊	送料卅七錢
鳩山秀夫著民法研究(第二卷)	三冊	送料廿七錢	高柳賢三著新法學の基礎	二冊	送料卅七錢
鳩山秀夫著民法研究(第三卷)	三冊	送料廿七錢	高柳賢三著英國國會の起源並に進展	一冊	送料卅七錢
德積重遠著法理學大綱	一冊	送料六十錢	山田止戈三著政治研究	二冊	送料卅七錢
德積重遠著改親族法大意	一冊	送料四十錢			

目書行刊店書波岩

高田保馬著社會學原理	七冊	送料卅六錢	河合榮治郎著社會思想史研究第一卷	三冊	送料卅七錢
高田保馬著現代社會の諸研究	二冊	送料十八錢	トインビー著英國産業革命史論	三冊	送料卅七錢
高田保馬著社會と國家	二冊	送料十八錢	渡邊鐵藏著英國の勞働組合運動	一冊	送料卅七錢
高田保馬著社會學概論	三冊	送料廿七錢	フランシヤード著英國勞働運動概觀	二冊	送料卅七錢
高田保馬著經濟學研究	四冊	送料卅六錢	永井 亨著婦人問題研究	三冊	送料卅七錢
小泉信三著改訂社會問題研究	三冊	送料卅七錢	永井 亨著國民性及び時代思想	二冊	送料卅七錢
風早八十二譯タルド社會學原理	一冊	送料六十錢	東郷 實著植民政策と民族心理	二冊	送料卅七錢
ブレハノフ著マルクス主義の根本問題	一冊	送料五十錢	加田哲二著ウキリアム・モリス	三冊	送料卅七錢
恒藤 恭譯マルクス主義の根本問題	一冊	送料五十錢	那須 皓著農村問題と社會理想	二冊	送料卅七錢
堀 經夫譯資本主義と社會主義	一冊	送料八十錢	那須 皓著經濟政策學原理	二冊	送料卅七錢
横濱社會問題新カンの社會主義觀	一冊	送料六十錢	那須 皓著公正なる小作料	三冊	送料卅七錢
題研究所編ト派の社會主義觀	一冊	送料十八錢			
ベルンシュタイン著マルクス主義批判	三冊	送料卅七錢			
金原政之助譯マルクス主義の前提と社會民主黨の任務	一冊	送料卅七錢			

目書行刊店書波岩

氣賀勘重譯(1)スミス 國富論上卷 六圓八十錢 送料卅六錢	氣賀勘重著農 村 問 題 六 十 六 錢 送料六錢
增井幸雄譯(2)セ イ 經濟學上卷近 刊	河田嗣郎著農業労働と小作制 二 送料十八錢
堀江歸一著訂改世界の經濟 如何に動かすか 二圓五十錢 送料廿四錢	山田勝次郎譯ウイゴド 農業政策 二圓八十錢 送料廿七錢
堀江歸一著續編世界の經濟 如何に動かすか 一圓八十錢 送料十八錢	岡部菅司譯ケイ 貨幣改革問題 一圓八十錢 送料十八錢
堀江歸一著英國現代の經濟 四圓二十錢 送料廿七錢	植野 勳述倫敦金融市場の話 一 送料十八錢
慶應義塾大學 經濟學部編 經濟學說研究 二圓二十錢 送料十八錢	黒正 巖著經濟史論考 二 送料十八錢
山口正太郎著經濟學說史研究 二圓五十錢 送料廿七錢	堀 經夫譯アドカ 經濟原論 二圓八十錢 送料十八錢
井上準之助著 戰後に於ける我國の經濟及金融 二 送料廿四錢	田邊忠男譯シキ 經濟原論 二圓八十錢 送料廿七錢
土方成美著財政學の基礎概念 三圓二十錢 送料廿七錢	林 要譯クラ分 配論 三圓五十錢 送料廿七錢
土方成美著經 費 論 講 義 一圓五十錢 送料十八錢	大山千代雄譯バア分 配論 一圓八十錢 送料十八錢
土方成美著經濟生活の理論 三圓二十錢 送料廿七錢	森 耕二郎著アドカ 價值論の研究 三圓五十錢 送料廿七錢

546
145



